

医療区分

区分	疾患・状態・医療処置
医療区分 3	<ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・24 時間持続点滴が必要な状態 ・中心静脈栄養を実施している状態 ・人工呼吸器を使用している状態 ・酸素療法を必要とする状態(密度の高い治療を要する状態に限る) ・気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態 ・ドレーン法又は胸腔もしくは腹腔の洗浄を実施している状態 ・感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態 ・医師および看護職員により、常時監視および管理を実施している状態
医療区分 2	<ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋委縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患(進行性上性麻痺、大脳皮質基底核変形症、パーキンソン病でホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度の状態に限る) ・その他の難病(特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患) ・脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る) ・慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ショーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る) ・人工腎臓、持続性緩除式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態 ・悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る) ・肺炎に対して治療を実施している状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・せん妄等に対する治療を実施している状態 ・うつ症状に対する治療を実施している状態 ・尿路感染に対する治療を実施している状態 ・気管切開又は気管内挿管が行われている状態 ・手術創のケア、創傷処置 ・消化管等の体内からの出血が反復継続している状態 ・傷病等によりリハビリが必要な状態(傷病発生後 30 日まで) ・8 回/日以上各痰吸引を実施している状態 ・頻回の血糖検査を実施している状態(3 回/日以上) ・脱水に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態 ・頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態、かつ、発熱を伴う状態 ・経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱を伴う状態 ・他者に対する暴力が毎日認められる状態 ・酸素療法を必要とする状態(密度の高い治療を要する状態を除く)
医療区分 1	医療区分 2・3 に該当しない患者さん